

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和4年3月10日（木曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後4時15分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典 加藤 茂樹 足立 考史 魚崎 勇 上田 孝春 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 梶 和浩 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山内 健 地域福祉課指導監査室長補佐 山形 孝史 次長兼長寿社会課長 奥村上雅浩 長寿社会課参事 橋本 涉 長寿社会課課長補佐 植田 修三 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 霜村 俊二 生活福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課課長補佐 有田 博 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 橋本 浩之 次長兼子ども家庭課長 山下 宣之 子ども家庭課課長補佐 入江 竜生 子ども家庭相談センター所長 田中 隆志 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 子ども発達支援センター所長 須崎ひとみ 子ども発達支援センター所長補佐 平戸 由美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 健康子ども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健所次長兼保健医療課長 大塚 月子 保健医療課参事 橋本 涉 保健医療課参事 稲田すなお 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健医療課課長補佐 濱田 寿之 保健医療課参事兼心の健康支援室長 雁長 悦子 保健所次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 山根 一城 生活安全課課長補佐 岡部 孝志		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 経営改革室長 波多野 哲 事務局総務課長 松田 真治 事務局医事課長 網谷 憲治		

傍 聴 者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

【市立病院】

◆**棕田昇一委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、市立病院の先議分以外の議案の質疑、討論、採決、続いて令和4年度の当初予算の質疑を行います。その後、福祉部、健康こども部という流れとしております。

なお、令和4年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。

それではまず、平野病院事業管理者に御挨拶をいただきます。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** 皆さん、おはようございます。本日は議案第53号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について、それから福祉保健分科会への切替え後に、議案第22号令和4年度鳥取市病院事業会計予算の質疑ということでよろしくお願ひしたいと思います。条例改正につきましては、当初予算もそうなのですが、ちょうど2週間前、2月24日の委員会の席で一応概要は説明させていただくとおりです。条例改正につきましては抗がん剤治療による副作用で頭皮毛髪等を予防するために頭皮冷却装置の使用金額を定めるものですし、もう1つは、産科医療補償制度の掛金の改正によりまして条例の改正をするというものです。何卒よろしくお願ひいたします。以上です。

議案第53号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては前回の委員会で御説明をいただいております。議案第53号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての質疑を行います。松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。失礼いたします。ちょっと冒頭に前回、私のほうで説明させていただいた内容で誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思ひます。条例改正案のところ産科医療補償制度の部分がございまして、1月以降の分娩件数がゼロ件というふうに申し上げましたが、実際は1月が3件、2月が2件行っておりまして、この対象となる多胎分娩の件数がゼロ件というのが正しい説明でございました。お詫びして訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは今の訂正の説明も含めまして、前回の説明と併せて説明は終わっておりますので質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** おはようございます。よろしくお願ひします。抗がん剤の頭皮冷却装置ってこれ、ごめんなさい。前回言われたかもしれませんが、年間大体どれぐらいをケースとして

考えとられるのか教えてください。

◆**椋田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** 総務課長松田でございます。はい。利用見込みといたしまして、年間15件を見込んでおります。

◆**椋田昇一委員長** そのほか質疑ございますか。よろしいですか。はい。では、以上で質疑を終了します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第53号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

それでは福祉保健委員会を一旦終了して予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前10時4分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前11時14分 再開

【福祉部】

◆**椋田昇一委員長** では、ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。

本日の日程でございますが、まず、先議分以外の質疑、討論、採決を行ない、続いて追加議案の説明、質疑、討論、採決、続いて報告、陳情審査、そして令和4年度の当初予算の質疑という流れとしております。

令和4年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

では、初めに竹間福祉部長に御挨拶をいただきます。竹間部長。

○**竹間恭子福祉部長** はい。福祉部の竹間です。本日はどうぞよろしくお願いたします。本日の福祉保健委員会の案件は先ほど説明がございましたが、条例2件、報告1件となっております。まず、議案第47号についてですが、こちらは2月24日の委員会で説明はさせていただいております。次に追加提案といたしまして議案第68号は国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険料に係る賦課限度額の引上げを行うため、関係する条例の一部を改正するものです。そして報告案件ですが、報告第3号、こちらは児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして所要の整備を行なうため、関係する条例の一部改正を令和4年2月21日に専決処分しましたので報告するものであります。詳細につきましては、この後、各担当課長が説明いたします。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

- ◆**椋田昇一委員長** それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

議案第47号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**椋田昇一委員長** それでは議案第47号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。質疑です。よろしいですか。はい。では、質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。金田委員。

- ◆**金田靖典委員** 一般質問でも取り上げさせていただきましたけども、このたびやっとかさ、未就学児の半額が免除になるということで、やっとなんかそこへ踏み出したなということで、当然賛成なんですけど、意見として、引き続き鳥取市でも独自の援助策を取るよう意見を申し上げまして賛成としたいと思います。よろしくをお願いします。

- ◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。はい。では、討論を終結します。

これより議案第47号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

- ◆**椋田昇一委員長** はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

- ◆**椋田昇一委員長** それでは続いて追加提案分に入ります。議案第68号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について執行部説明をお願いします。藏増次長。

- 藏増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増です。国民健康保険条例の一部改正についてでございます。付議案ですけれども、追加提案分の7ページ、それから本日の資料ですが、追加議案の説明及び報告資料とあります資料の3ページ～7ページでございます。こちらの本日の資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。

- ◆**椋田昇一委員長** 本日の資料。はい、どうぞ、進めてください。

- 藏増祐子次長兼保険年金課長** はい。このたびの改正ですが、国民健康保険法施行令の一部改正、これは令和4年2月18日に改正令が交付されたものでございますが、この改正に伴いまして、国民健康保険料に係る賦課限度額の引上げを行なうことを目的としております。限度額の引上げがある場合、これまで1月下旬頃までに政令の改正があり、その後本市の条例改正の上程をさせていただいておりましたが、このたびは1月中の改正とならず2月にずれ込んだために当初の条例改正の上程を見送りまして、このたびの上程とさせていただいております。

改正の内容につきましては国の改正基準のとおり、賦課限度額を見直すものでございます。基礎賦課分でございますが、現行の63万円を2万円引上げまして65万円に、後期高齢支援金を現行の19万円を1万円引上げまして20万円に改正するものでございます。介護納付金分は17万円に据置きをされますので、合計102万円、現行99万円が102万となるものでござい

ます。施行期日は令和4年4月1日から、令和4年分の保険料からの適用とさせていただきます。4ページ以降は新旧対照表を載せさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** これによって影響を受けられる方っていうのは、該当、鳥取市で何名ぐらいおられるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増です。世帯となりますけれども、基礎賦課分で約120世帯、それから後期支援分で約320世帯が、影響があるというふうに見込んでおります。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい、そのほか委員の方で質疑ございますか。はい。では、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。国保のほう、なかなか大変な状況の中で、特に収入減が多くなる中で、その一方で、このたび賦課限度額が上がるということで、先ほど報告もありましたように、総額で102万という、いよいよ100万台に入って、かなりそういう面では負担が大きい。今言われたように120世帯、320世帯が対象だということですので、負担増になるということで、反対と意見を申し上げます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほか討論ございますか。はい。では討論を終結します。

これより議案第68号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決されました。

報告第3号専決処分事項の報告について

◆**棕田昇一委員長** それでは引き続きまして報告第3号専決処分事項の報告についての説明をお願いします。山内室長。

○**山内 健地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室山内です。そうしますと報告第3号専決処分事項の報告についてということで説明させていただきます。資料は先ほどまでの資料の一番最後のページ、8ページになりますので御覧いただきますようお願いいたします。それでは説明させていただきます。鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に係る専決処分についてでございます。このたびの専決処分につきましては、市長の専決処分事項指定の件ということで、市長が専決処分することができる法令の改正又は廃止に伴い、当該省令の条項又は用語を引用する規定を整理するため、条例を改正すること。これについては市長が専決処分ができるということの規定に基づきまして専決

処分をさせていただきますので報告をさせていただきます。

まず、1 報告理由、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、主要な整理を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年2月21日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

内容といたしましては、省令が引用しています社会福祉士及び介護福祉士法の附則の条ずれに対応する形式的な改正を行いました。第6条、第7条及び第79条につきまして条ずれの対応を行いました。引用の条項といたしましては、社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項を社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項に改める。同じく社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項を社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に改めるといった条ずれの改正を行ったものでございます。

施行期日といたしましては令和4年4月1日から施行いたします。専決については令和4年2月21日に専決処分を行い、既に2月22日に公布をしているということでございます。

以上、報告を終わります。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。よろしいですか。では、本件は以上といたします。

そのほかにもございますか。はい、梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶と申します。2月24日の当委員会で鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて御報告させていただきました。そのときに追加資料として1枚カラーのページを追加させていただきましたが、記載に誤りがございましたので、ここで訂正させていただきたいと思っております。お手元の、下のほうですね、地域づくり事業の右側見え消ししておりますが、地域福祉推進員17名というところを記載しておりましたが、ここにつきましては該当しないということで記載誤りでございました。説明の中でも、仮称であります地域福祉推進員がアウトリーチ参加支援地域づくりに関連するということの説明をさせていただいておりましたが、ここの地域推進員につきましてはアウトリーチを通じた継続支援事業、それから参加支援事業に関わっていただくというところで考えておるところでございます。お詫び申し上げます訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◆**棕田昇一委員長** 今、訂正の御説明ありましたが、今の件について何かございますか。よろしいですか。はい。では、本件についても以上といたします。

令和4年陳情第2号「鳥取市特別医療費助成条例」の抜本的な改善を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** 続いて陳情審査に入ります。令和4年陳情第2号「鳥取市特別医療費助成条例」の抜本的な改善を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。どうでしょうか。前回の委員会では若干の御意見ありましたが、今回にということで今日になっております。いかがでしょうか。浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。すみません。この件に関しまして資料をつけていただいてまして、この資料の1のところ深澤市長宛てに、精神障がい者の福祉施策充実に関する要望書の記の

2番のところに、この陳情と重なるところがあると思うんですけども、これは、何か、どういう対応をされたとか、市の考え方についてちょっと説明していただけますでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** いいですよ。どうぞゆっくり準備してください。はい、藏増次長お願いします。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課藏増です。この市長宛ての要望書をいただきまして、当課だけではなくほかの課の案件もありますけれども、まとめて2月7日付で要望に対する回答ということで出させていたいただいております。併せて、実際お会いする機会がございまして、この回答の内容についてということでお話をさせていただいております。

◆**棕田昇一委員長** 回答の内容をお尋ねだったわけですけど。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** はい。すみません。

◆**棕田昇一委員長** 藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課藏増です。回答の内容につきましては、お配りさせていただいてもいいですけど、お話させていただいたらよろしいですか。

◆**棕田昇一委員長** 資料があれば配ってください。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 少し、でも、コピーの時間をいただけますか。

◆**棕田昇一委員長** はい。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** またお配りさせていただきますけれども、内容につきましては、ここにあります①と②について併せて御説明を申し上げておりまして、内容を今ちょっと読み上げさせていただきますが、本市が独自に実施している医療助成制度は、できるだけ中・軽度の障がいのある方、これは精神障害保健福祉手帳3級、それから身体障害者手帳6級までに幅広く配慮した仕組みとするために、障がいの程度に応じて段階的に助成基準を設けて実施をしています。医療保険制度において、疾病を併発する傾向にあって医療費の負担が大きい世代である高齢者世帯の最も低い所得階層の自己負担限度額が通院8,000円、入院は5,000円ですけども、月に8,000円となっていることを踏まえ、この額を本市の助成制度の自己負担基準額とさせていただいております。医療費全般に係る財政負担が増し、本制度を維持していくことが厳しい状況の中で、国または県の助成がなければ本市単独で全ての等級の方の自己負担基準額を引き下げることや、障がいの程度に応じた段階的な給付割合の見直しは困難であるということをお聞きください。なお、全国市長会を通じて、重度障がい者等の障がい者への医療助成について全国一律の助成制度を創設するなど、十分な支援を講じるよう要望をしています。①と②についてはこの内容とさせていただいております。③については令和元年と令和2年の実績の表をお渡ししているという形になります。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、委員の方でございますか。今ちょっと資料を配ってますんで。これ、市に要望された団体に、要望事項に回答された内容、今、次長に御説明いただいたものの資料ということですよ、今配っていただいたのはね。はい。そのほかに委員の方で御意見等ございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 文面審査ですから資料についてとやかく言うあれはないんですけども、市のほうはそういう回答されたということなんですけども、この最後の3行、なお、全国市長会を通

じてっていうのでね、そういう財政負担が発生するのは当然なんですけども、実はこの制度に関しては全国的にも、もう既にそう差を設けずに障がい者の場合には一律に助成するというようなところがぼつぼつ出ておまして、岡山に総社市っていうところがあるんですけども、そこなんかもう1級、2級、3級、差なしと、一律同じような対象で、要するに精神障がいの1級ってほとんど多くは病院とか、そういう中での生活になっておるわけですけども、2級、3級の方々が外に出るのをできるだけ応援しようみたいなところで、そういうこともあつてるわけなんです、その辺りでは、これは市が財政的な負担が増えるので見合わせたいということなんだろうなというふうに推察はしましたが、まあこれは市のほうの回答ですので、議会としてはどうなのかというのは、また、その独自の判断をすればいいのかなと思います。以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほか、御意見ございますか。どうでしょう。よろしいですか。

◆**金田靖典委員** もう意見ですか。

◆**椋田昇一委員長** 質疑。はい。まだ、討論じゃなくて。

◆**金田靖典委員** 討論。

◆**椋田昇一委員長** 質疑、何回でも結構です。よろしいですか。はい。では、質疑は以上といたします。

では、討論ございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** この討論なしでそのまま採決になってしまうと、それぞれの意見が分からないものになって、少しみんなで、委員間討議で出し合ったほうが、賛成するにも反対するにしても、どこが一体問題で反対なのかというのがもう少しはっきりすると思いますんで、そこを少し提案したいなというふうに思います。

◆**椋田昇一委員長** ちょっとしばらく休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

◆**椋田昇一委員長** はい、では再開いたします。金田委員の御意見、貴重な意見なんですけど、委員長が議事進行として討論に入りますというふうに宣告しておりますので、大変申し訳ないですが討論ということにさせていただきたいと思います。先ほど金田委員のほうから賛成の立場での討論がありましたけど、そのほかの委員の皆さん、討論ございますか。

◆**金田靖典委員** 討論するんだったら、もう一遍ちゃんとしてますよ。

◆**椋田昇一委員長** いや、討論は1回しかできませんので、もう。

◆**金田靖典委員** 先ほどのはちょっと提案、動議ですから、提案ですからね。委員間討議をしてほしいっていう提案でしたから。

◆**椋田昇一委員長** もう1回ちょっと、ちょっと休憩、ちょっと休憩にします。

午前11時38分 休憩

午前11時41分 再開

◆**椋田昇一委員長** では、再開いたします。もう1回確認ですが、まず、委員間討議ということにつきましては、やっぱり質疑の間でないといけませんので、討論を宣告してからですから、委員間討議はこの後はなしということにさせていただきます。それで、金田委員の御発言が討論の内容としてどうだったのかというところですので、もう一度賛否の表明を含めて御意見をください。金田委員お願いします。討論の御意見です。

◆**金田靖典委員** では、この陳情に対して賛成の立場で申し上げたいと思います。題名は、特別医療費助成条例の抜本的な改善を求める陳情ってなってますけども、中身は抜本的な改善というよりも、むしろ精神障がい者の方々の2級、3級の今の自己負担分上限8,000円を1,000円に引き下げてほしいという中身なんです。それで、1級と同じように1,000円にしてほしいと。特に2級、3級の方々は、皆さん御存じだろうと思いますけども、今のノーマライゼーションの頃からずっと地域社会にどうやって活躍できるかっていう場をみんなで、社会全体でつくってきて、そんな中で、やっぱり医療の問題がなかなかネックになってて通院する。ただ、精神障がいの場合にその認定したものしか対象にならないんですから、ほかの医療で内科だとか外科でかかるとみんなその自己負担分かかってしまうんですね。だから、その辺りを何とか少しでも生活の援助にしてほしいということでこういう上限をせめて1級と同じように、1,000円にしてほしいという。これは、しかもこの方々、年金が出てるといっても5万円や6万円という世界ですから、とてもじゃないけどもそういう医療にかかればその分だけ負担になるわけですから、僕はぜひともこの方々がやっぱりちゃんと障がいなく、それこそ障がいなく社会の中で生活できるっていうのであれば、この8,000円を1,000円にしてあげるっていうのは当然のことだろうなと思うんです。

かつて1975年に特別医療費の助成制度っていうのが出て530円、今のね、子供たちのができましたけど、そのときにはまだ対象になってたんですよ、たしかね。ところが障害者自立支援法になって1割負担っていうような形になってそれからこういう形で、その中に1級、2級、3級という区分けができて、こういう仕掛けになったんだろうなと思うんですけども、やっぱりいかに誰もが障がいがあっても生活がしやすいようにしてあげるっていうことが一番、今、求められとる世の中のいわゆる共生社会の中で言えば当たり前のことだよなと思いますので、ぜひともこの陳情を認めて。議会としての意見は、予算は執行部が決めることですから僕らが決めることではありませんから、予算は執行部がこれから意見を聞いてどう判断するかは、それは執行部が考えますけども、議会としてはやっぱりそういう障がい者への援助になれば一助になればという思いで陳情に賛成すべきだというふうに思います。

以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほかの委員の方で討論ございますでしょうか。誤解なく聞いていただきたいですが、議事進行のために。この陳情、採択ということであればこのまま採決に移っていいですけど、もし反対、不採択の方が仮にいらっしゃるとしたら、討論をされないと不採択理由ということが出てきませんので、その辺も含めて御判断いただきたいと思います。そのほ

か委員の方で討論ございますでしょうか。はい、魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 先ほどお配りしていただきました回答見ますと、やっぱり、障がいの段階を設定されとるわけですね。それに伴って設定されとるわけですね。それを鳥取市だけがこれやっても、この言われとるとおり、国または県の助成拡大がなければ本市単独での全ての等級の方の自己負担基準額を下げることや障がいの程度によって云々ということは困難であるというふうに回答されていますので、私はそのとおりだと思っています。それで、反対だと。反対します。

◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。よろしいですか。はい。では、以上で討論を終結します。

これより令和4年陳情第2号「鳥取市特別医療費助成条例」の抜本的な改善を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆椋田昇一委員長 はい。挙手1名ということで本陳情は不採択することと決定しました。

それでは不採択理由の確認をさせていただきたいと思いますが、反対討論は魚崎委員だけでしたので、魚崎委員もう一度ちょっと要旨を御発言いただけますでしょうか。

◆魚崎 勇委員 はい。市の執行部が回答されていますように、医療費全般に係る財政負担が増大していくことが考えられる中で、国・県の助成拡大がなければ、本市単独での全ての等級の方に自己負担基準額を下げることや障がいの程度に応じた段階的な給付割合の見直しは困難であるということで反対いたします。

◆椋田昇一委員長 さっきの討論は、そういう趣旨だったということですね。

◆魚崎 勇委員 そうです。はい。

◆椋田昇一委員長 事務局よろしいですかね、はい。じゃあ、最終的な文言整理したものについては、また後で確認したいと思いますが、以上で陳情審査を終了いたします。

では、この後、予算審査の特別委員会での予算審査ってということになりますので、少し早いですが、ここで昼休憩にいたしまして、午後1時再開ということにいたします。以上です。

午前11時50分 休憩

午後0時59分 再開

◆椋田昇一委員長 では、福祉保健委員会を再開します。特別委員会の分科会に入る前に、午前中の陳情の不採択理由を確認して分科会に移りたいと思いますので、今、資料をお手元に配っていただきましたけど、読んで確認をしておきたいというふうに思います。医療費全般に係る財政負担が増す中、国又は県の助成拡大がなければ、本市単独で助成制度を見直すことが困難であるためということではよろしいですか。はい。じゃあ、不採択理由を確認させていただきました。

それでは福祉保健委員会を一旦終了して予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後1時0分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後2時35分 再開

【健康こども部】

◆**椋田昇一委員長** はい。では、ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。

本日の日程ですが、まず、先議分以外の質疑、討論、採決を行い、続いて追加議案の説明、質疑、討論、採決、そして令和4年度の当初予算の質疑を行います。

令和4年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

では、初めに橋本健康こども部長に御挨拶をいただきます。

○**橋本浩之健康こども部長** 失礼します。健康こども部の橋本でございます。本日の健康こども部に関わる案件といたしましては、先日、2月24日に御説明申し上げました議案2件と、それから追加提案しました議案1件でございます。追加提案となりました議案第66号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、PCR検査等検査件数の増大に対応するための経費といたしまして、1億5,123万1,000円の補正を提案しております。詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議案第46号鳥取市保育所条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆**椋田昇一委員長** はい、それでは、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。それでは議案第46号鳥取市保育所条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 金田ですけども、8ページの上段ですね、感染症対策の。これが一応は。

◆**椋田昇一委員長** 保育所条例、議案第46号です。

◆**金田靖典委員** 大変失礼をいたしました。ごめんなさい。

◆**椋田昇一委員長** じゃ、今はよろしいですか、御発言は。

◆**金田靖典委員** いいです。ごめんごめん。

◆**椋田昇一委員長** いいですか。

◆**金田靖典委員** いいです。

◆**椋田昇一委員長** はい、では、本件については質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第46号鳥取市保育所条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号財産の無償譲渡について（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** 続きまして議案第60号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑のある方は挙手の上、御発言願います。いかがでしょうか。よろしいですか。金田委員。

◆**金田靖典委員** 木造平屋建て1棟ということですが、これ築年は何年だったのか御存じですか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。平成25年に新築移転をしておりますので、はい。平成25年です。はい。以上です。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい、そのほかございますか。はい。では、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第60号財産の無償譲渡についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第16号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは続いて追加提案分に入ります。議案第66号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。大塚次長。

○**大塚月子保健所次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。資料は2月補正予算（案）事業別概要書の8ページを御覧ください。感染症対策推進事業費でございます。よろしいでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** はい。

○**大塚月子保健所次長兼保健医療課長** はい。新型コロナウイルスのPCR検査等に係る経費でございます。新型コロナの陽性者は昨年12月までに762人でしたが、今年に入りましてから非常に増加をしております。昨日までに2,212人となっております。陽性者の増加に伴い濃厚接触者等に対するPCR検査件数も非常に増加しております。特に今年に入ってから第6波と言われるこの大きな波の中では、陽性者に占める小児、子供さん、若い世代の方の割合が非常に増加をしております。子供さん方が陽性になられますと、学校や保育所での検査を必ず行なうようになってきて、非常に検査が増加している状況でございます。現在も毎日30人～50人ぐらいの陽性者が出ている状況でして、今時点ではちょっと減少傾向も見られていない状況にありまして、今後も必要な検査を継続していきたいというふうに考えております。衛生環境研究所等への検査委託料の増額をお願いするものになります。検査は1万1,500件分としまして、要求額1億5,123万1,000円を計上しているものでございます。説明は以上です。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。寺

坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。1億5,123万1,000円ということで、これ財源内訳が、一般財源が全てということになっておりまして、過去に昨年の方から当初予算とか、12月補正とか、1月補正でいろいろドライブスルーやいろいろあって、国の補助が半分程度使えるような感じですけど、これは後で補填がされるということでしょうか。

◆椋田昇一委員長 大塚次長。

○大塚月子保健所次長兼保健医療課長 保健医療課大塚です。はい。後で補填ということになります。以上です。

◆椋田昇一委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 後で補填といいますと、一応これは補正で3年度予算にのせて、当然繰越しになるでしょうけど、繰越時点で最終決算のときにということになるのでしょうか。

◆椋田昇一委員長 大塚次長。

○大塚月子保健所次長兼保健医療課長 保健医療課大塚です。すみません。令和4年度に精算することになります。国のほうが2分の1ということになっております。

◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。よろしいですか。金田委員。

◆金田靖典委員 よろしいですか。御苦労さまです、本当に。これだけ大量に大がかりなことになるとなかなか大変だろうと思うんですけども、ちょっと長期的なプランとして、例えばPCR検査のそういう判定を東、中、西それぞれでできるような形っていうのは、今のところ検討はされてないでしょうか。教えてください。

◆椋田昇一委員長 大塚次長。

○大塚月子保健所次長兼保健医療課長 保健医療課大塚です。検査件数が非常に増加しております。基本的には県の衛生環境研究所のほうで検査をしていただくんですけども、衛生環境研究所のほうのキャパもかなりオーバーをしている状況でして、東部の場合ですと、公表はしてありませんが、日赤病院さんが抗原定量検査って言ってPCR検査と同程度の検査なんですけれども、それを機械を使って協力をしていただけるということで、かなり日赤病院さんのほうで多くの検査をやっている状況にあります。ただ、ちょっと検査機関ではありませんので、それもちょっと非常に申し訳ない気持ちなんですけれども、何とか頑張ってお願いをしながらやっているとっていうような状況ではありますが、何とか多くの検査を日赤の病院さんの協力の下にこなしている状況です。

◆椋田昇一委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 はい。直接予算に関係するものじゃないですけども、そうは言ってもここまですら長期になると本当にどっしりと構えて長期対応ができるようなことを考えれば、やっぱり東、中、西それぞれでも、これだけ大量発生しても対応ができるようなことを少し県のほうも考える必要があるんだろうなと思いました。意見です、どうも。

◆椋田昇一委員長 そのほか委員の方で質疑ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆椋田昇一委員長 はい。では、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第66号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後2時47分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後3時45分 再開

【その他】

閉会中の継続調査について

◆**椋田昇一委員長** もう一度、福祉保健委員会を再開いたします。まず、議事その他の閉会中の継続調査についてです。閉会中の継続調査申出についてお配りしている資料のとおり、議長に提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** はい。では、そのようにさせていただきます。

令和4年度議会報告会・意見交換会について

◆**椋田昇一委員長** それでは次に令和4年度議会報告会・意見交換会についてです。やはり資料をお配りしておりますが、広報委員会のほうで協議をされて一応このたたき台をお作りいただいております。また、後で補足があれば金田委員お願いしたいと思いますが、メインテーマは未来へつなぐまちづくりということで、4つの常任委員会、あくまでも参考につてことですが、真ん中の欄、縦欄にありますように各委員会、それで福祉保健委員会については、先ほど申しましたように、あくまでも参考にとということですが、地域の「話し愛・支え愛」推進事業についてとか、あるいは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についてはとか、こういうようなことも踏まえてというか、参考にして、委員会のほうで話合いのテーマを1つないしは2つ設定していただきたいということですので、皆さんから御意見いただきたいと思いますが、まずどうでしょう、金田委員、広報委員会の関係で補足ありますか。大体これでよろしいですか。

◆**金田靖典委員** いや。ありがとうございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、そうしますと皆さんのほうから御意見いただきたいと思いますが。じゃあ、ちょっと考えていただく時間の間、しばらく休憩にします。

午後3時48分 休憩

午後4時11分 再開

- ◆**棕田昇一委員長** はい、じゃあ再開します。食と健康づくりということを視野において、ベースにおいてっていうか、もう少し市民参加のこの意見交換会で、もう少しこんなんでも噛み砕いたらより意見交換がしやすいじゃないかな、市民の方も意見が出しやすいんじゃないかなみたいなことがあれば御提案いただくと、もちろん離れたけど、これ絶対ええでという一押しがある場合にはまたそういう提案もありとして、それで、じゃあ、ラインワークスでのやり取りでいいですか。それで、最終的にはっていう言い方がどうか分かりませんが、委員長、副委員長で、広報委員の金田さんとも相談しながら集約させてもらおうと。なかなかラインワークスだけで1つにパチッとばかりにいくいかもかもしれませんので、ちょっと集約させていただくと。
- ◆**金田靖典委員** 事務局からラインに上げてよ、問いかけを。それで、その返答を返しながらかえればいい。最初の呼びかけをみんなに事務局のほうから飛ばしてもらって。
- 萩原真智子市議会事務局議事係主任** 投げかけというのは。
- ◆**金田靖典委員** だけえ、皆さんテーマを送ってください、もう決まりましたかって呼びかければいい。そしたら、それぞれがそれに返す。
- 萩原真智子市議会事務局議事係主任** 考える時間を取っていただいてということですね。
- ◆**金田靖典委員** そう、そう、そう。そういうこと。
- 萩原真智子市議会事務局議事係主任** ある程度期限を。
- ◆**金田靖典委員** 会期中までに。
- ◆**棕田昇一委員長** だけえ、食と健康づくりみたいなこともね、ちょっと視野におきながら皆さんのほうで御提案いただけますかという感じで、そしたら、今ここでこれだけ会話しとるわけですから、何もガチガチの食と健康づくりにこだわらないといけんってことじゃないんで。ただ、よりそれが意見交換しやすいように深まったテーマ設定になればよりいいし、もし、いや、よりいいのが出てくればそれでいいしで。それで、直接この会議での意見交換だったら1つに絞りやすいですけど、ラインワークスだったらパチッと絞りにくい点があると思うんで、ある程度みんな情報共有して、あとは委員長、副委員長でちょっと整理をさせていただくと、こんな感じにしましょうか、そしたら。
- ◆**加藤茂樹委員** 投げかけなくてもみんなが勝手に入れればええ。
- ◆**棕田昇一委員長** でも、返信の形とったほうが集約がしやすいじゃないかということでしょう。うん、だけえ、今、私が言ったようなことで福祉保健委員会のメンバーに流してもらって、それでそれに対して返信をしてもらおうと。
- ◆**加藤茂樹委員** あれば送ってくださいということで、なければ。
- ◆**棕田昇一委員長** ただ、いつまで。一応、今日が10日。
- ◆**金田靖典委員** 今日が10日です。
- ◆**棕田昇一委員長** それで会期末が18日。
- ◆**寺坂寛夫委員** 広報委員会あるでしょう、今度、16日か何だ。
- ◆**金田靖典委員** 16がね。
- ◆**棕田昇一委員長** そしたら週明けは14。
- ◆**金田靖典委員** まだね。

◆**棕田昇一委員長** ええかな。

◆**金田靖典委員** まだ、そんなね、ここでもう16日にバチッと決めるという話じゃないですから、4月の終わりですから、実際には。呼びかけは6月、これの報告書のときに出すぐらいですから、まだ十分時間があるんですね。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、でも。

◆**浅野博文副委員長** 要項を今議会でするんじゃない。

◆**寺坂寛夫委員** ある程度せんと、市報に出さないけん。

◆**金田靖典委員** 大丈夫です。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、まず、御意見ある方は月、火の辺りに1回返信をしていただくという事で、はい、お願いします。じゃあ、一番最後の件はちょっとアバウトな取りまとめになっちゃいましたけど、そのようなことで、はい。

そのほか別に委員会としての御意見等ないですね。はい。じゃあ、以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後4時15分 閉会

令和4年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和4年3月10日（木）
10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・議案第53号 鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

【予算審査分：質疑】

- ・議案第22号 令和4年度鳥取市病院事業会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

----- 《福祉保健委員会》 -----

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 47 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

2 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 68 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

3 報告

- ・ 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（地域福祉課指導監査室）

4 請願・陳情【質疑・討論・採決】

＜陳情（新規）＞

- ・ 令和 4 年陳情第 2 号 「鳥取市特別医療費助成条例」の抜本的な改善を求める陳情

----- 《予算審査特別委員会福祉保健分科会》 -----

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・ 議案第 8 号 令和 4 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- ・ 議案第 9 号 令和 4 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算
- ・ 議案第 12 号 令和 4 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- ・ 議案第 16 号 令和 4 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

-----《福祉保健委員会》-----

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 46 号 鳥取市保育所条例の一部改正について

- ・ 議案第 60 号 財産の無償譲渡について

2 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 66 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 16 号）【所管に属する部分】

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- ・ 議案第 18 号 令和 4 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

-----《福祉保健委員会》-----

その他

- ・ 閉会中の継続調査について・・・別紙「閉会中継続調査申出書（案）」のとおり

- ・ 令和 4 年度議会報告会・意見交換会について